

金融庁ニュースレターは、金融庁の動き（大臣記者会見、国会答弁、報道発表など）をまとめた形で簡潔にお知らせするために作成したものです。詳しい内容については、金融庁のホームページに掲載されている各記者会見や報道発表などをご参照いただければ幸いです。

金融ライブラリー

事業会社が信託会社を設立して信託業務に参入することについて

「基本にある信託の制度についてきちっとした勉強をして、使えるものにして行こうということをかねがね考えておりまして、近く金融審議会にご検討をお願いするということになるだろうと思います。」（5月31日 記者会見）

（解説） 信託業法

現在でも、信託業法に基づいて信託会社を設立することは可能となっていますが、実際には、信託会社は設立されていません。規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月）において「信託会社の在り方について検討を開始する」とされています。金融審議会にワーキンググループを設け、信託会社の在り方を含め信託取引の全般的なルール整備について、6月5日に検討を開始しました。

主要行の破綻懸念先以下債権のオフバランス化の目標について

「不良債権のオフバランス化というものをさらにきっちりした形で進めるということをお申ささせていただいております、これは従来新規発生の方については3年ということがございますけれども、それをさらに1年度目に5割程度、それから2年度目には大宗（8割目途）をオフバランス化するというお申ささせていただいております。

それからまた、特別検査で発生した破綻懸念先以下のものについては、これは即この年度で処理をするということがございます。そうしたことを実現するための最後のよりどころとして整理回収機構（RCC）の強化ということもうたわせていただいております。」（5月29日 国会答弁）

（解説）

オフバランス化の具体的な処理目標については、金融便利帳（7ページ）を参照して下さい。

主要行の不良債権残高が増えた要因

「大きく言って3つの要因があるのではないかと思います。デフレ下で足元の景況が今年3月に向けて非常に悪化したという景況の問題がやはり第一にあると思います。第二に、要管理先債権の基準の厳格化ということで、大幅に要管理先債権を増やしたということが不良債権の増加につながっているということかと思えます。三番目の要因は、やはり特別検査にあった。特別検査がなされた、あるいはなされることを踏まえまして、主要13行は他の債権についても相当リアルタイムの査定というものを進めた。」（5月27日 記者会見）

（解説）

主要行の14年3月期末の不良債権残高は、26.8兆円と、13年9月期比6.1兆円の増加となりましたが、これは、厳しい経済情勢の下で

- ・ 判定基準の厳格化などにより要管理債権が2.8兆円増加したこと。
- ・ 破綻懸念先以下の債権についても、積極的なオフバランス化が進む一方で、特別検査の実施を踏まえリアルタイムの資産査定を行ったことなどにより、3.2兆円の増加となったこと。

などによるものです。

		不良債権残高 (兆円)		不良債権比率
		うち要管理	うち破綻懸念先以下	
13年3月期	18.0	6.4	11.7	5.2%
13年9月期	20.7	8.5	12.2	6.2%
14年3月期	26.8	11.3	15.4	8.4%

不良債権問題の今後の見通し

「16年度には不良債権問題が正常化するということが可能であろうというふうに思っておりますし、それに向けて全力を尽くして行かなくてはいけないというふうに思っております。

具体的に言えば、「原則2年で破綻懸念先以下については概ねオフバランス化をする」という要請、更に「特別検査結果については2年を待つことなく速やかにオフバランス化をする」という要請、こういうものを踏まえればオフバランス化が進み、26.8兆円の不良債権も急速に縮小して行くことが可能であろうというふうに思っております。

勿論、繰り返しになりますが、26兆円というものは、オフバランス化政策によって急速に縮んでも、景況が悪くなれば新規不良債権が落ちて来るわけでございますので、それにつきましては「改革と展望」に示されたシナリオ、即ち名目成長率で言いますと14年度マイナス1%近いようなデフレであっても、15年度はデフレを克服し、16年度はプラス2.5%の名目成長率というような、そういうシナリオが現実のものとなるならば、そう今回の不良債権増加によって不良債権問題の正常化が16年度中までよりもっと延びるのではないかという悲観的な考え方にならなくても良いのではないかと思います。」

(5月27日 記者会見)

(解説)

「改革と展望」とは、今年1月25日に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」です。

そこでは、集中調整期間(～15年度)においてデフレが克服され、16年度以降は名目で2.5%程度あるいはそれ以上の民間需要主導の着実な成長が見込まれるとされています。

また、不良債権については、「処理を促進し、今後2～3年以内に確実に不良債権を最終処理し、同時に他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも3年後には正常化する。」とされています。

整理回収機構（RCC）の活用について

「基本的には時価買取になって、銀行からもかなり引き合いとしては出てきているというふうに認識しています。今の時価買取制度で、積極的に整理回収機構（RCC）への売却を進めてもらいたいと思っています。」（5月31日 記者会見）

（解説）

金融機関の不良債権のオフバランス化が促進されるよう、整理回収機構（RCC）については、法改正により14年1月から時価での不良債権の買取りや入札への参加が可能となりました。これを受け、RCCは、不良債権買取りに積極的に取り組んでいるところです。また、買取価格も法改正前に比べ約1.9倍（債権元本に対する比率で3.7% 6.9%）に上昇するなど、成果もあらわれてきています。

RCCは、3月に債権買取推進本部を設置するなど一層の体制強化に努めているところです。金融庁としても、主要行に対して、信託を含めたRCCの機能の積極的な活用を要請しています。

< 金融便利帳 >

不良債権について処理しても何故残高が増えるのですか？

「不良債権について処理したのに、何故不良債権は増えるのか。」という疑問が寄せられています。

不良債権の処理には、企業の返済能力に応じて損失が生じることに予め備えるために引当金を積む「間接処理」と不良債権を銀行の資産（バランスシート）から切り離す「最終処理（オフバランス化）」の2つの方法があります。

最終処理の場合は不良債権の残高は減少します。間接処理の場合には、債務者の信用度に応じて決められる債務者区分に応じて引当金を積むものであり、不良債権残高そのものは減りませんが、担保・保証や引当金によってかなりの部分が保全されていますので、健全性を損うわけではありません。

主要行は、14年3月期に6.1兆円の債権をオフバランス化させましたので、その分だけ不良債権が減少したことになります。一方、デフレなど経済情勢の悪化、特別検査の実施、要管理債権の判定基準の厳格化などによって、不良債権が新規に発生しましたので、合わせると結果的に不良債権残高が増加しました。

不良債権をオフバランス化することは、

- ・金融機関の収益力を改善し新たな融資への対応力を向上させるとともに、

- ・貸出先企業の再建・整理の過程で、採算部門と不採算部門とを切り分け、採算部門の迅速な再建を図ることを通じ

新たな成長分野への資金の移動を促すことにつながることから、金融庁では、構造改革に資する観点から、オフバランス化を積極的に推進しています。

オフバランス化の具体的な処理目標

金融庁は、主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）について、3年以内に最終処理を行うとのルールを設けていますが、不良債権残高が増加している現状を踏まえ、オフバランス化を一層加速するため、新たに、原則1年以内に5割、2年以内にその大半（8割目途）を処理という具体的な処理目標を設定することをこの4月に発表しました。

また、特別検査によって破綻懸念先以下となった債権については、上記の処理目標にかかわらず、速やかに処理するとされています。

RCCによる時価買取りや信託といった機能を積極的に活用しつつ、上記の方針に基づき処理を進めていくことにより、オフバランス化が一層促進されることが期待されます。

要注意先債権などの健全債権化

破綻懸念先以下に区分されるに至っていない要注意先債権・要管理債権については、各金融機関に対し、健全債権化のための体制整備に関する積極的な取組みを求めてきました。

これを受けて、各金融機関においては、以下のような取組みが行われています。

- ・債務者の経営改善のための組織や専担者の設置
- ・債務者に対する経営改善計画策定に関する助言のより一層の強化
- ・銀行からの人材派遣、外部コンサルタントなどとの連携

（これらの取組みの具体的な内容については、昨年10月に当庁より公表した資料（次のアドレス）を参照して下さい。）

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/13/kinyu/f-20011010-2.html>

金融庁ニュースレターについての問合せ

金融庁 総務企画局 政策課・広報室

TEL:03-3506-6000 (代) 内線:3182・3112

ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/>



Financial Services Agency